

こどもみらいテレワーク対応リフォーム補助制度 よくある質問

提出書類・手続き

(赤字：R6 主な修正点)

No	質問	回答
1	居住予定者である場合、提出書類は何か必要ですか。	実績報告時に、対象住宅に居住している（引っ越した）ことが確認できる書類（住民票の写し）を提出してください。
2	申請書等の提出はどのような方法がありますか。	○申請受付窓口（静岡県こどもみらいテレワーク対応リフォーム補助制度、ホームページ）へのオンラインによる申請のみです。 ○郵送による提出は受け付けません。
3	申請書等の提出書類の様式は、どこで手に入りますか。インターネット上から取り出すことはできますか。	補助金に関する提出書類の様式は、静岡県こどもみらいテレワーク対応リフォーム補助制度のホームページに掲載しています。
4	交付申請時に提出する属性別添付書類のうち、「当該住宅の所有を証明する書類」とは、どのような書類でしょうか。	○申請者の住所、氏名が記載された固定資産税・都市計画税納税通知書（家屋）又は登記事項証明書（建物）です。申請の際は写しを添付してください。なお、発行後1年以内のものに限ります。 ○上記書類により、昭和56年6月1日以降に建築に着手したことがわかれば、「耐震性を有する住宅であることが確認できる書類」の提出を省略することができます。
5	耐震性を有する住宅であることが確認できる書類は、どのような書類が必要でしょうか。	申請する住宅の建築工事着手年度により、以下の書類を提出してください。 ○昭和56年6月1日以降に建築に着手したもの 確認済証、固定資産課税台帳登録証明書、家屋登記簿謄本等 ○昭和56年5月31日以前に建築に着手したもの 木造住宅耐震診断結果報告書、耐震診断の結果（プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業）、耐震シェルター又は防災ベッドを導入したことが確認できる書類（市町が発行する補助金確定通知、写真等）、耐震対策を実施することを説明する書面（任意様式）
6	世帯構成確認書類は、どのような書類が必要でしょうか。	○子育て世帯の区分にて申請をする場合は、令和6年度4月1日時点で子の年齢が18歳未満であることが分かる住民票 ○若者夫婦世帯の区分にて申請をする場合は、令和6年4月1日時点で少なくとも夫婦のどちらかが39歳以下であることが分かる住民票 ○住民票は申請日から起算して3か月以内に発行した書類をご使用ください。

こどもみらいテレワーク対応リフォーム補助制度 よくある質問

提出書類・手続き

(赤字：R6 主な修正点)

No	質問	回答
6	補助事業着手日とは、実際にリフォーム工事に着手した日ですか、それとも、契約日ですか。	補助事業着手日とは契約日です。リフォーム工事の着手や支払い（前払いを含む。）は契約日以降としてください。
7	補助事業完了日とは、工事完了日ですか、それとも、リフォーム費用支払い完了日ですか。	リフォーム費用支払い完了日です。
8	リフォーム完了後に引っ越す予定であり、現在は違う場所に住んでいますが、どのような書類を提出すればよいですか。	○交付申請時には、函面等の余白に「リフォーム後転居予定」である旨を記載してください。 ○実績報告時には、転居が確認出来る住民票の写しを添付してください。
9	中古住宅を購入（または借用）しましたが、全部事項証明書や納税通知書など所有を証明する書類の用意に時間がかかってしまいます。替わる書類はありますか。	以下の書類を提出してください。 ○売買契約書（または賃貸借契約書） ○売主（貸主）の同意書 ○売主（貸主）が対象住宅を所有していたことを確認できる書類
10	昭和56年6月1日以前に建築に着手した住宅の場合、どのような書類を提出すればよいですか。	以下の書類を提出してください。 ○「TOUKAI-0」総合支援事業の実施等により耐震性が確保された住宅（耐震工事を行った住宅の住所が、確認出来ることが必須） →当該事業の交付決定（または確定）通知書の写し（対象住宅が特定できることが必要） ○耐震診断の結果、耐震性が確認できた住宅 →耐震診断報告書（診断者の資格及び氏名の記載が必要） ○耐震シェルター又は防災ベッドが導入された住宅 →導入している状況がわかる写真 ○耐震補強工事予定である場合 →交付申請時には補強計画の内容と時期がわかる書類 実績報告時には補強工事に着手済であることがわかる書類
11	領収書の宛名や工事請負契約の名義は申請者と異なっても良いですか。	領収書の宛名や工事請負契約の名義は、申請者名としてください。 なお、申請者は、住宅を所有又は賃貸する者の2親等までの方が申請することができます。

こどもみらいテレワーク対応リフォーム補助制度 よくある質問

提出書類・手続き

(赤字：R6 主な修正点)

No	質問	回答
12	普通預金の口座を持っていません。補助金の支払先は、申請した者でなければなりませんか。	原則、申請者の普通預金の口座に支払いますが、申請者以外の口座に支払う場合は、委任状を添付してください。その場合、押印が必要です。
13	リフォーム工事の施工方法を少し変更した結果、申請書に記載した全体事業費（補助対象工事費）が変更となりました。その場合、何か手続きが必要ですか。	<p>○当初予想できず止むを得ず補助金額が増額となる場合には、変更申請承認書の提出が必要となります。</p> <p>○補助金額の変更はないものの全体事業費の20%を超える変更や廃止の場合も手続きが必要です。</p> <p>○それ以外の場合は、実績報告書提出時に、収支決算書に変更後の全体事業費を記載願います。</p>